

# 社会福祉法人孝楽会役員及び評議員等の報酬等に関する規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人孝楽会(以下「法人」という。)の定款第8条及び第21条の規程に基づき、役員及び評議員等の報酬並びに費用弁償等(以下「報酬等」という。)に関し必要な事項を定める。

## (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは継続かつ定期的に法人の事務所あるいは法人が運営する施設で就業する者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項に定める報酬の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

## (報酬の支給)

第3条 この法人は、職務執行の対価として支給する役員等の報酬は、その役員の役割、職務内容、勤続年数等を総合的に勘案・評価し、評議員会で決定する理事の報酬総額の範囲内で金額を決定するものとする。別途賞与の支給は行わない。

- 2 上記の報酬について、翌年度の報酬額は、年度末に開催される理事会において、法人の財務状況と業績、当該役員の実績・役割、職務内容、出勤状況等を総合的に勘案・評価の上、見直すことができる。
- 3 評議員には定款第8条で定める金額の範囲内で報酬を支給することができる。
- 4 退職金は、常勤役員を対象に退職時の報酬月額に在職年数に応じた支給率を乗じて算出した額を上限とし、評議員会の承認を経て理事会が定める。
- 5 職員兼務の理事については、職員給与規程により給与・賞与・退職金を支給し、役員としての報酬は支給しない。

## (報酬額の決定)

第4条 役員報酬総額は年間1,900万円以内とし、役職における上限額については別表1による。

- 2 前項の金額は法人の経常活動収入合計額の2%を程度とし、その合計額に変動がある時は、評議員会の承認を経て見直すことができる。
- 3 全監事の報酬総額は年間26万円以内とする。
- 4 常勤理事の報酬月額は、別表2により定めるものとする。

5 各々の常勤理事の報酬月額は、評議員会が承認した報酬支給基準及び年間総額の範囲内で、法人の財務状態、個々の役員の役割や実績、勤続年数、出勤状況等を勘案して理事会が定める。

(理事会及び評議員会等への出席報酬)

- 第5条 役員が理事会あるいは評議員会に出席したとき、または評議員が評議員会に出席したときは、別表3により報酬及び交通費を支払うことができる。
- 2 理事が理事会以外の日において、または、評議員が評議員会以外の日において、法人主催の会議や法人及び施設の運営のための業務等にあたった場合は、別表3により報酬等を支払うことができる。
- 3 同日に開催された会議に出席した場合、あるいは同日に合わせて法人の業務を行った場合は1回の出席とみなす。
- 4 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会い及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表3により報酬等を払うことができる。
- 5 常勤理事に対して、第1項及び第2項による報酬及び出席交通費は支払わない。

(費用弁償)

- 第6条 役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。
- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給することができる。その計算方法は職員給与規定による。
- 3 役員及び評議員には、出張に要する旅費（宿泊費含む）を、出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

(報酬等の支給方法)

- 第7条 常勤役員の報酬等（旅費を除く。）は、毎月25日に通貨をもって本人に支給するものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は前倒しして振り込むことができる。
- 2 非常勤理事、監事、評議員の報酬等及び常勤役員の旅費は、必要の都度支払うものとする。
- 3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(理事長が出席を求めた者への報酬)

- 第8条 理事長が出席を求めた者が、理事会、評議員会及び法人主催の会議等に出席したときは、別表4により報酬を支払うことができる。

(公表)

第9条 この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規定の改廃は、評議員会の議決によって行う。

(補足)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成15年5月29日から施行する。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

【別表 1】

▽常勤理事の報酬上限額

役職	報酬上限額
理事長	年収 780 万円
理事	年収 600 万円

【別表 2】

勤務 1 時間あたりの基本金額を 4,000 円とし、役職及び勤続年数を勘案して以下の係数(上限)により各々の理事の時間給を算出し、業務内容や勤務日数等により月額報酬を決定する。

▽役職や勤続年数係数

項目	条件	係数 (上限)
役 職	理事長	0.10
勤続年数	10 年以上	0.25
	20 年以上	0.35

【別表 3】

※出席交通費とは公共交通機関の利用相当額とする。

報酬の目的		報酬金額 (日額)	費用
理 事	理事会出席報酬	10,000 円	出席交通費
評議員	評議員会出席報酬	10,000 円	出席交通費
監 事	理事会出席報酬		
	評議員会出席報酬 指導・監査業務等報酬	10,000 円	出席交通費
第 5 条第 2 項による報酬		10,000 円	出席交通費

【別表 4】

報酬の目的		報酬金額 (日額)	費用
第三者委員	会議出席報酬	10,000 円	出席交通費
上記以外の者	依頼業務等報酬	10,000 円	出席交通費